

## 地域医療介護総合確保基金の活用について（安佐市民病院）

## 1 要旨

広島市立安佐市民病院の移転・建替を契機とする広島医療圏北部地域における公立・公的病院の再編計画に基づき、北部地域における一連の病床再編が進められる中、同病院の移転に伴い不要となる建物の処分に、地域医療介護総合確保基金を活用することについて、当圏域の意見をとりまとめる。

## 2 意見照会内容

広島市立安佐市民病院の移転に伴い不要となる既存建物の処分事業（3事業概要を参照）について、当該基金を活用することが妥当なものであるかについて、御意見を伺う。

## 3 事業概要

広島市立安佐市民病院の移転に伴い不要となる建物の処分について、病床機能分化・連携促進基盤整備事業の「複数の医療機関間の連携による病床再編事業」（別紙資料 2-2 参照）として、地域医療介護総合確保基金を活用する。

## (1) 連携病院

広島市立安佐市民病院， J A 広島厚生連吉田総合病院， 安芸太田病院， 北広島町豊平病院， 安佐医師会病院（新設）

## (2) 整備概要

## ① 医療機関名

広島市立安佐市民病院

## ② 整備区分

広島市立安佐市民病院の移転に伴う既存建物（南館（一部），看護師宿舎等）の処分

## ③ 整備スケジュール

令和元年度 実施設計

令和 2 ～ 4 年度 解体，処分工事

## 4 今後のスケジュール

令和 3 年 3 月初旬 広島圏域地域医療構想調整会議・病院部会合同会議で意見照会

令和 3 年 3 月初旬 上記回答のとりまとめ調整

## 病床機能分化・連携促進基盤整備事業の概要

広島県医療介護計画課

## 趣旨

広島県地域医療構想（平成 28 年 3 月策定）の実現のため、不足が見込まれる病床機能への転換や、医療機関の事業縮小等の際に必要となる経費に対して、地域医療介護総合確保基金を活用した補助事業を実施することにより、医療機関における病床機能分化・連携の自主的な取組を支援する。

## 1 回復期病床への転換に係る事業

## (1) 対象事業

県内に所在する病床機能報告対象施設が、回復期以外の病棟（室）を主に回復期機能を提供する地域包括ケア病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料を含む。）又は回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する病棟（室）へ転換（事業を実施する施設において 10 床以上の転換を伴うものに限る。）する際に必要となる施設・設備整備事業

## (2) 補助内容

	基準単価	補助対象経費
施設整備	①増改築 従前の建物を取り壊して、これと位置・構造・階数・規模がほぼ同程度のものを建築する場合や、病床部分を含み、敷地内の既存の建物に建て増しをする場合 1 床当たり 4,640 千円 ②改修 従前の建物の躯体工事に及ばない模様替え及び内部改修にあたる場合 1 床当たり 3,406 千円	地域包括ケア病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料を含む。）又は回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する病棟（室）を整備するために必要な増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 ただし、次に掲げる費用を除く (ア) 土地の取得又は整地に要する費用 (イ) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設備に要する費用 (ウ) 設計その他工事に伴う事務に要する費用 (エ) 既存建物の買収に要する費用 (オ) その他の整備費として適当と認められない費用
設備整備	1 施設当たり 10,800 千円	地域包括ケア病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料を含む。）又は回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する病棟（室）を整備するために必要な医療機器等の備品購入費 ただし、1 品当たりの単価が 100 千円以上のものに限る。

補助率：施設整備 1 / 2，設備整備 1 / 2

## 2 医療機関の事業縮小に係る事業

### (1) 対象事業

県内に所在する病床機能報告対象施設が、各圏域において過剰とされている病床を削減(事業を実施する施設において10床以上の病床削減を伴うものに限る。)することに伴う次の事業

- a. 不要となった病棟(室)等を他の用途へ変更(機能転換を除く)する際に必要な施設整備
- b. 不要となった建物・医療機器の処分(施設等処分)
- c. 職員の早期退職に要する経費(人件費)

### (2) 補助内容

	基準単価	補助対象経費
施設整備	1床当たり 3,406千円	不要となる病棟(室)を他の用途へ変更(機能転換以外)するために必要な改修に要する工事費又は工事請負費 ただし、次に掲げる費用を除く (ア) 土地の取得又は整地に要する費用 (イ) 門, 柵, 塀及び造園工事並びに通路敷設備に要する費用 (ウ) 設計その他工事に伴う事務に要する費用 (エ) 既存建物の買収に要する費用 (オ) その他の整備費として適当と認められない費用
施設等処分	建物処分 1床当たり 2,320千円 機器処分 1施設当たり 5,400千円	不要となる建物・医療機器の処分(廃棄, 解体又は売却)に係る損失(固定資産除却損・固定資産廃棄損(解体費用, 処分費用)・固定資産売却損(売却収入を含む))(財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る) ただし、広島県地域医療構想公示日までに取得(契約)したものに限り対象とする。
人件費	早期退職制度を活用する職員 1人当たり 6,000千円	病床削減に伴い退職する職員の早期退職制度(法人等の就業規則等で定めたものに限る)の活用により上積みされた退職金の割増相当額

補助率：施設整備 1/2, 施設等処分 1/2, 人件費 1/2

## 3 複数の医療機関間の連携による病床再編事業

### (1) 対象事業

県内に所在する病床機能報告対象施設が、複数医療機関間で合意した再編計画(再編計画全体で10床以上の病床削減を伴うものに限る。)に基づき実施する次の事業

- a. 病床再編に伴い必要となる施設・設備整備
- b. 病床再編に伴い不要となった建物・医療機器の処分, 医療機器の移転(事業を実施する施設において病床削減を伴うものに限る。)(施設等処分)

(2) 補助内容

	基準単価	補助対象経費
施設整備	<p>①増改築 従前の建物を取り壊して、これと位置・構造・階数・規模がほぼ同程度のものを建築する場合や、病床部分を含み、敷地内の既存の建物に建て増しをする場合 1床当たり 4,640千円</p> <p>②改修 従前の建物の躯体工事に及ばない模様替え及び内部改修にあたる場合 1床当たり 3,406千円</p>	<p>再編計画に基づく機能分化・連携に資する病棟（室）等を整備（用途変更を含む）するために必要な増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 ただし、次に掲げる費用を除く (ア) 土地の取得又は整地に要する費用 (イ) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設備に要する費用 (ウ) 設計その他工事に伴う事務に要する費用 (エ) 既存建物の買収に要する費用 (オ) その他の整備費として適当と認められない費用</p>
設備整備	1施設当たり 10,800千円	<p>再編計画に基づく機能分化・連携に資する病棟（室）等を整備するために必要な医療機器等の備品購入費 ただし、1品当たりの単価が100千円以上のものに限る。</p>
施設等処分	<p>建物処分 1床当たり 2,320千円 機器処分（機器移転） 1施設当たり 10,800千円</p>	<p>病床再編に伴い不要となる建物・医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失（固定資産除却損・固定資産廃棄損（解体費用、処分費用）・固定資産売却損（売却収入を含む）（財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る）及び再編に伴う医療機器の移転に要する経費 ただし、広島県地域医療構想公示日までに取得（契約）したものに限り対象とする。</p>

補助率：施設整備 1/2，設備整備 1/2，施設等処分 1/2

4 留意事項

- 地域医療介護総合確保基金を活用した事業について、地域医療構想と整合性がとれており、かつ、施設が所在する圏域の「地域医療構想調整会議」において、圏域の病床機能分化・連携の推進に即したものと確認される必要があること。
- 上記基準単価は補助の上限であり、実際の補助対象経費がこれらを下回る場合は、実際の経費に基づいて算定を行うこと。
- 上記補助制度の内容については、令和2年度における実施内容であり、令和3年度における実施内容については、別途定める。なお、補助事業者の選定にあたっては、医療機関相互の機能分化・連携を進める観点から、県全域を対象とする地域医療情報連携ネットワーク（HMネット）参加の有無（令和3年4月1日現在）を評価し、加入者を優先すること等を検討している。